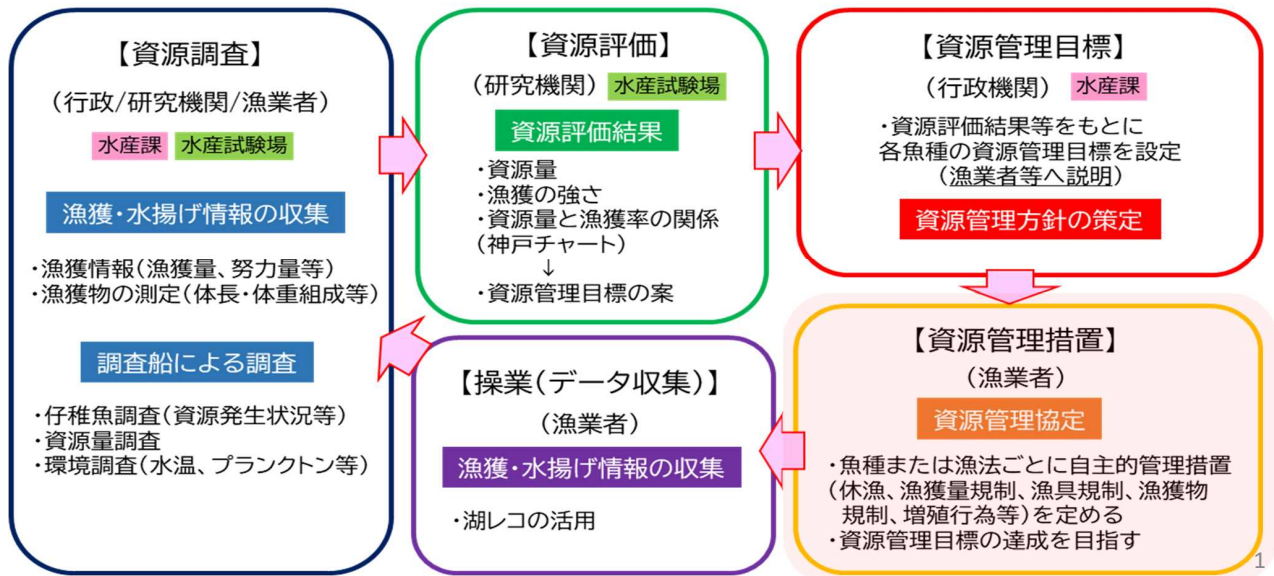


(新たな資源管理の内容)

- 令和2年に施行された改正漁業法に基づき、水産資源の持続的利用を図る趣旨から、科学的な資源評価に基づき「滋賀県資源管理方針」を定めた(令和5年8月)。
- 現在、漁業者はこの方針に則して漁協ごとに自主的な資源管理措置を定めた「資源管理協定」を締結し、県による認定を進めているところ。

新たな資源管理の流れ



滋賀県資源管理方針の概要について

魚種	滋賀県資源管理方針の資源管理の方向性
ホンモロコ	MSY50トン達成する資源量水準150トン維持
ニゴロブナ	2025年度末までに、冬季当歳魚資源尾数700万尾に回復
セタシジミ	(近江大橋以北) 2027年度までに、殻長14mm以上の生息密度 2個/m ² に回復 (近江大橋以南) 2027年度までに、殻長18mm以上の生息密度 30個/m ² に回復
アユ	漁獲量500トンが見込まれる資源量水準2000トン維持
ビワマス	MSY54トン達成する資源量水準140トン維持

※MSY…最大持続生産量:水産資源を減らすことなく得られる最大の漁獲量のこと。
現在、海産魚も含めて多くの魚種で資源管理の考え方の基礎となっている。

資源管理協定とは

- 資源管理協定は、資源管理目標を達成するため、漁業者間で自主的に取り組む資源管理措置(例:休漁、禁漁区域、増殖行為など)を定めるもの。
- 資源管理協定は、県が審査し認定する仕組み。
- 各漁協の資源管理協定は、漁協ごとに操業の実態にあわせた内容となるが、取組の内容自体は県全体で統一的なものとしている。

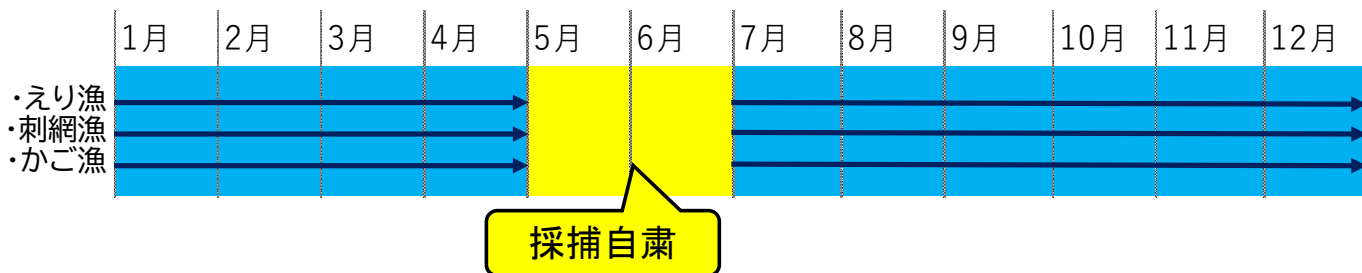
協定の認定状況

・28協定(3月31日現在)

各魚種の自主的な資源管理措置の具体的内容

○ホンモロコ

・5月1日～6月30日の採捕自粛



○ニゴロブナ

・6月1日～12月31日の採捕自粛



・参考)全長22cm以下の採捕禁止(委員会指示)

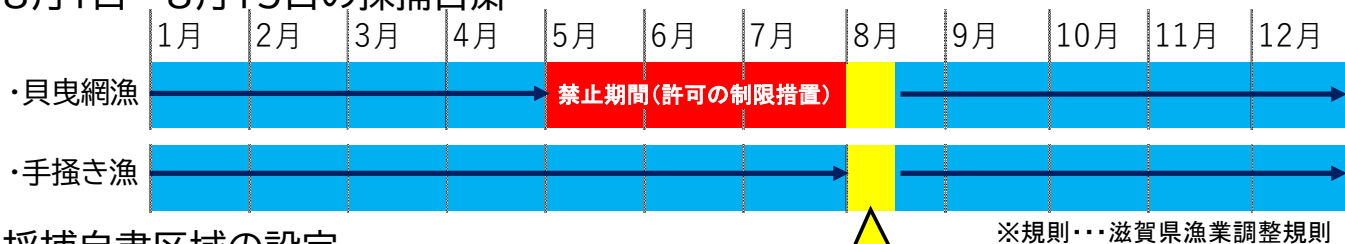
※委員会指示・・・琵琶湖海区漁業調整委員会および滋賀県内水面漁場管理委員会による指示

3

○セタシジミ

【近江大橋以北】

・8月1日～8月15日の採捕自粛



※規則・・・滋賀県漁業調整規則

・採捕自粛区域の設定



【沖島南の区域】



【近江大橋以南】

・採捕自粛区域の設定 [瀬田川共同橋(水道橋)～
JR琵琶湖線鉄橋の間の区域]

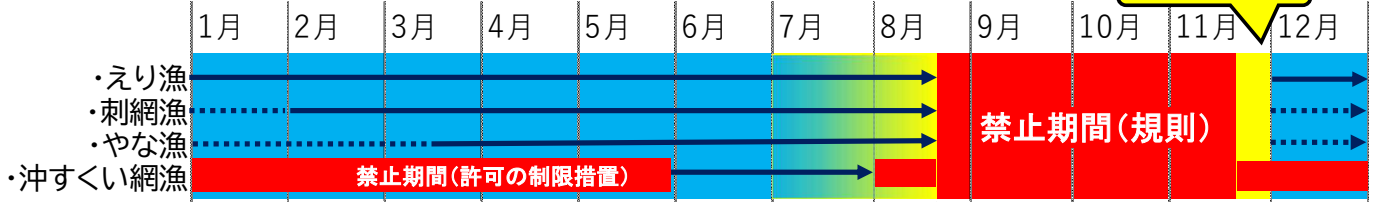
参考)全域:殻長1.8cm以下の採捕禁止(委員会指示)

※委員会指示・・・琵琶湖海区漁業調整委員会による指示

4

○アユ

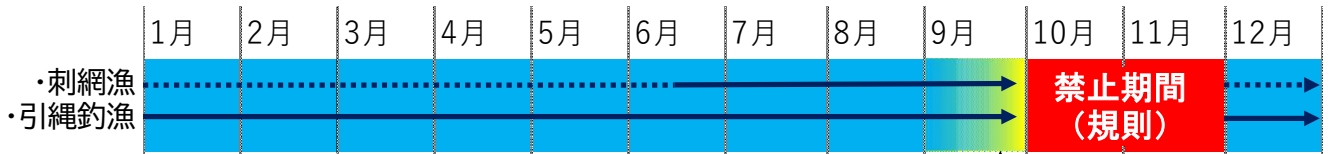
・11月21日～11月30日の採捕自粛



※規則・・・滋賀県漁業調整規則

- ・主要な産卵場(県内11河川)における産卵数が30億粒未満と見込まれる場合に、漁期後半の採捕を自粛(期間は状況に応じその都度設定)

○ビワマス



※規則・・・滋賀県漁業調整規則

- ・資源量が100トン以下になった場合に、漁期後半の採捕を自粛(期間は状況に応じその都度設定)
- ・参考)全長30cm以下の採捕禁止(委員会指示)

※委員会指示・・・琵琶湖海区漁業調整委員会による指示

5

今後について

令和6年 4月 1日～ 新たな資源管理制度がスタート

漁業者

- ・新たな自主的管理措置の取組に基づいた操業(協定第4条)
- ・漁獲情報等の報告(協定第6条)

滋賀県資源管理協議会

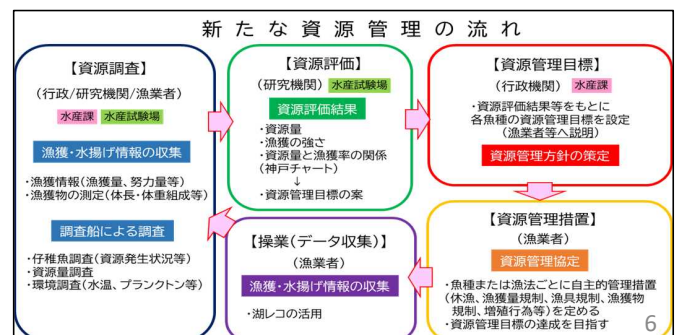
- ・資源管理の自主的な取組の履行確認(協定第5条)
- ・漁獲情報等の収集(協定第6条)
- ・取組の効果の検証(協定第7条)
- ・地区検討会、漁業者委員会等の開催

滋賀県水産試験場

- ・資源調査、資源評価の実施

滋賀県

- ・資源管理方針の見直し(漁業法第14条)



6